

令和4年度第3回九州厚生局地域共生セミナー



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

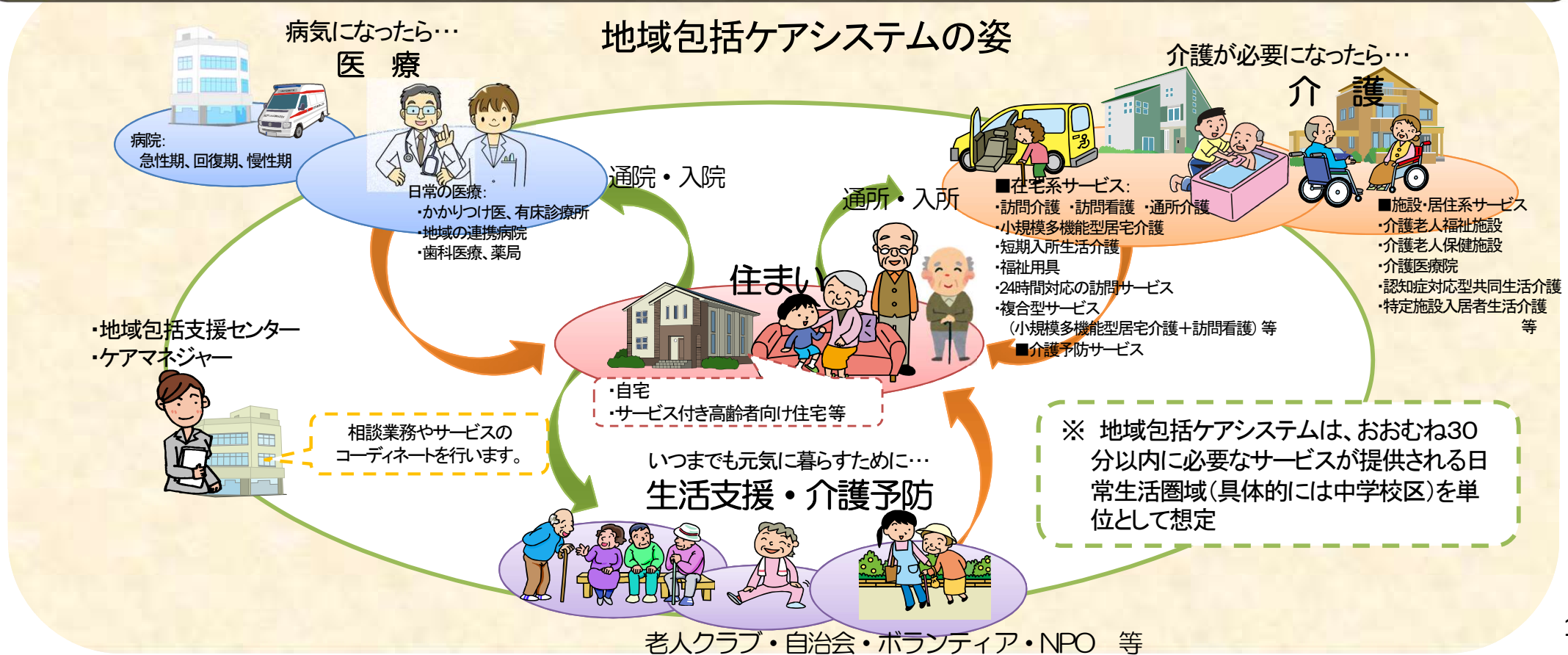
地域共生社会の実現に向けて

九州厚生局健康福祉部地域包括ケア推進課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



地域共生社会の実現に向けて

「必要な支援を包括的に提供する」ことが必要であるのは、高齢者だけではない。

障害者、生活困窮者、子ども等に対する「多世代対応型」の地域包括ケアシステムが必要。

高齢者

障害者

生活困窮者

子ども

都市部など、それぞれの専門的なサービスを整備することが可能な地域

- 地域のニーズを踏まえながら、不足するサービスを整備することが必要。
- サービス提供主体の連携の下に、複合課題（高齢の親と無職独身の50代の子どもが同居している世帯、介護と育児に同時に直面している世帯等）や制度の狭間（ゴミ屋敷、障害はあるが手帳申請をしない等）への対応も必要。

それぞれの専門的なサービスを整備することが難しい地域

- 制度・分野ごとの縦割りを超えて、地域の多様な主体がつながりながら、地域を共に創ることが必要。
- 同時に、地域の課題の解決（各種産業での人手不足の解消、地場産業の育成、資源の保全、コミュニティの形成等）にもつなげることができないか。

いずれの地域においても必要なことは、

- 地域の多様な主体が「我が事」として参画すること。
- 地域の人・資源が、分野・世代を超えて「丸ごと」つながること。

このような社会が「地域共生社会」であり、その実現に向けた取組は、「まちづくり」の取組であり、「地域力の強化」のための取組である。

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～



- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化

- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業



交通

.....

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制

○既存の制度による解決が困難な課題

課題の複合化

- ・高齢の親と無職独身の50代の子が同居(8050)
 - ・介護と育児に同時に直面する世帯(ダブルケア) 等
- ⇒各分野の関係機関の連携が必要

制度の狭間

- ・いわゆる「ごみ屋敷」
- ・障害の疑いがあるが手帳申請を拒否 等

高齢者

地域包括ケアシステム

〔地域医療介護確保法第2条〕

【高齢者を対象にした相談機関】

地域包括支援センター

共生型
サービス

生活困窮
者支援

障害者

地域移行、地域生活支援

【障害者を対象にした相談機関】

基幹相談支援センター 等

子ども・子育て
家庭

【子ども・子育て家庭を対象にした相談機関】

地域子育て支援拠点

子育て世代包括支援センター
等

土台としての地域力の強化

「他人事」ではなく「我が事」と考える地域づくり

「地域共生社会」とは

(地域共生社会とは)

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

⇒「縦割り」という関係を超える

- ・制度の狭間の問題に対応
- ・介護、障害、子ども・子育て、生活困窮といった分野がもつそれぞれの専門性をお互いに活用する
- ・1機関、1個人の対応ではなく、関係機関・関係者のネットワークの中で対応するという発想へ

⇒「支え手」「受け手」という関係を超える

- ・一方向から双方向の関係性へ
- ・一方向の関係性では、本人の持つ力を引き出すという発想になりにくい。

⇒「世代や分野」を超える

- ・世代を問わない対応
- ・福祉分野とそれ以外の分野で一緒にできることを考える
(例: 保健医療、労働、教育、住まい、地域再生、農業・漁業など多様な分野)

⇒「住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく」

- ・地域住民や地域の多様な主体が参画し、暮らし続けたいと思える地域を自ら生み出していく

他省庁と連携した取組の推進（マッチング支援事業）

- 自治体や福祉関係事業者等が抱えている課題などをヒアリング等により把握し、他省庁（国土交通省、農林水産省、総務省、経済産業省）の地方支分部局と連携し情報共有等を行うとともに、厚生労働省及び他省庁の関連施策等を活用した支援策の検討などのマッチング支援を行う。

（１）居住支援（国土交通省九州地方整備局との連携）

九州地方整備局と共同で、市町村の福祉分野と住宅分野の職員と共に各分野が持つ資源や情報力の有効活用を検討し、市町村における実効性のある具体的な連携政策を創ることへの支援を行う。

（２）移動支援（国土交通省九州運輸局との連携）

各県を通じて、移動手段の確保に課題を抱えている事業者（高齢者や生活困窮者の通いの場、障害者の就労継続支援事業所などの実施主体）を把握し、九州運輸局と連携し、当該地域の交通事業者に協力の可能性等の検討の要請や両省の関連施策等を活用した支援策の検討を行う。

（３）農福連携支援（農林水産省九州農政局との連携）

福祉関係事業者（農業への取組を検討している障害者就労継続支援事業所等、生活困窮者支援事業所や高齢者の生きがいづくり事業を実施している団体などの実施主体）から、九州農政局と共同でヒアリングを行い、実施可能性やその方法を検討し、地域のJA等に対して協力できる農家等の調査を依頼するとともに、両省の関連施策等を活用した支援策の検討を行う。

※ 農林水産省では、平成29年度から、農山漁村振興交付金に農福連携対策が創設されており、これまで管内9団体を支援。
また、厚生労働省では、平成28年度から、「農福連携による就農促進プロジェクト」に係る都道府県に対する補助金が創設されており、これまで管内全県を支援。

（４）ICT利活用支援（総務省九州総合通信局、経済産業省九州経済産業局との連携）

福祉関係事業者や医療関係事業者等から、ICTの導入検討や課題についてヒアリング等により把握し、九州総合通信局や九州経済産業局にその内容等を伝達し、各省の関連施策等を活用した支援策の検討を行う。

ご清聴ありがとうございました

厚生労働省HP「地域共生社会」や「地域共生社会のポータルサイト」もぜひご覧ください



九州厚生局 健康福祉部 地域包括ケア推進課
TEL 092-432-6784